

建設にかかわる多くの方々の「声」を紹介しています。今回は、国土交通省(以下、国交省)関東地方整備局企画部防災課の中崎 薫さんにBCP(事業継続計画)についてお聞きしました。



中小建設会社の企業価値向上をBCPで後押しします。

認定制度で建設会社のBCP策定を後押し

関東地方整備局では災害時、緊急輸送道路を早期に確保、河川堤防や港湾施設などを早期に復旧したりする責務を担っており、大規模災害発生時においても応急対策業務の円滑な執行や一般重要業務を継続して行う体制づくりを進めています。

しかし、業務を継続するには、整備局単独で対応することは難しく、実際に緊急復旧を担っている地域建設会社の皆様の協力が不可欠で、官民一体となった大規模災害時における業務継続の体制づくりにご協力いただいているところです。

そうした観点から2007年12月に建設会社向けに「事業継続簡易ガイド」を公表し、BCPの策定を促しつつ、建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定制度を創設し、企業認定を行っているところです。

認定企業数は、整備局管内の1都8県で661社(2018年7月現在)。事業所数の多い東京都以外で100社を超えるのは、栃木県(236社)と茨城県(115社)。栃木県ではこの認定を受けていることを県発注工事の総合評価落札方式の配点に加えられており、茨城県でも2018年度の制度見直しに併せて配点に加えることを検討する旨を公表されています。認定企業の多い背景には、そうした事情が考えられます。



国土交通省
関東地方整備局 企画部 防災課 建設専門官
なかざき かおる
中崎 薫

災害時の迅速な対応で企業価値の向上を

建設会社が被災し、機能を発揮できなくなれば、地域の担い手としての役割を果たせません。地元自治体との間で災害時における応急対策業務に関する協定、いわゆる災害協定を交わしていても、災害復旧に円滑にあたれません。社員やその家族の安否確認、対応拠点や代替対応拠点の確保など、BCPとして最低限定めなければならないことを明確にし、迅速な初動対応を取れる体制を整えておくことが不可欠です。

認定申請に対しては評価要領に基づき適否を判断します。そこでは例えば、所有する建物の耐震性を把握しているか、耐震性が確保されていない場合、対策を具体的に考えているか、という点を確認します。その建設会社が受ける被害の想定に関する事項です。また人員や資機材の調達も重要です。応急対策に欠かせない建設機械や燃料などの調達先をあらかじめ確保しているか、という点も確認します。

災害時、BCPに基づき迅速に対応できる会社は、社会から評価され、信頼が高まるはずで、企業価値の向上につながります。それには、BCPをただ策定するだけでなく、その内容を全社員が理解し、訓練を通じて運用できるものにしておくことが肝心です。

とりわけ地方の中小建設会社は、地元のインフラを支える存在です。災害時でもしっかり機能を発揮できるような体制を整えておくことが求められます。

●BCPを策定する建設会社にオススメの『地域建設業における「災害時事業継続の手引き」』。一般社団法人 全国建設業協会ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.zenken-net.or.jp/bcp/top/>



画像提供:一般社団法人 全国建設業協会